

## 入札公告

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月25日

越前市長 平林 透

### 1 入札内容

#### (1) 案件名

元なかよし保育園跡地の売却（建物付）

この案件は、建物が土地に定着している物件である。

#### (2) 物件概要

【土地（3筆合計1,430.16㎡）】

①所在：越前市高瀬二丁目32字13番 実測面積：659.36㎡

②所在：越前市高瀬二丁目32字14番 実測面積：654.37㎡

③所在：越前市高瀬二丁目32字15番1 実測面積：116.43㎡

【建物】

所在：越前市高瀬二丁目32字13番地、14番地、15番地1

種類：保育所

構造：鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

延床面積：1階646.24㎡

2階249.56㎡ 合計895.80㎡

築年数：昭和49年新築

※その他詳細は、別紙物件調書のとおり。

※本物件は、現況有姿での引渡しとし、引渡し後に瑕疵（隠れた瑕疵を含む。）が発見された場合であっても、市は一切の責任を負わない。

※本物件は、アスベスト（石綿）含有建材が使用された箇所を確認しているが、必要な措置の判断及び費用負担は買受者の責任とする。

#### (3) 最低売却価格

金26,700,000円

土地代 26,700,000円（非課税）

建物代 無価値（課税）

なお、売却に係る契約額は、土地代に下記の額を加えた額とする。

アスベスト調査業務費 1,556,500円（税込）

※入札書には、アスベスト調査業務費を含まない金額を記入すること。

### 2 入札参加資格要件

(1) 次のいずれの項目にも該当すること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- ウ 福井県又は越前市において指名停止又は指名除外期間中でない者。
- エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者でないこと。  
また、これらの暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- オ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- カ 公有財産を購入したときにこれを上記エ又はオに該当する者に譲渡又は貸与しないこと。
- キ 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとするものではないこと。
- ク 市税並びに国税及び都道府県民税について未納の税額がないこと。
- ケ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業施設その他これらに類する施設の用に使用するものではないこと。

(2) 共有の場合

複数の者が共同で購入を希望する場合は、代表者を選任し、代表者はその他の者との調整を行うとともに、市との協議において窓口となり、構成員は連帯して責任を負う。なお、共同で参加の場合には、全員が上記（1）の資格を有することが必要となる。

### 3 入札参加資格の確認申請

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- イ 公有地購入申込書
- ウ 誓約書（複数の者が共同で希望する場合、共同買受人全員分）
- エ 代表者選任届（複数の者が共同で購入を希望する場合）
- オ 印鑑証明書（複数の者が共同で購入を希望する場合、共同買受人全員分）  
（応募前3か月以内に発行されたもの）
- カ 市税納付状況調査同意書（越前市内業者の場合、また越前市内在住の場合）  
（複数の者が共同で購入を希望する場合、共同買受人全員分）

キ 税（①市税並びに②国税及び③都道府県民税）に未納がないことを証する書類（直近1年度分の納税証明書）（応募前3か月以内に発行されたもの）（越前市内業者の場合、また越前市内在住の場合 ②③のみ）（複数の者が共同で購入を希望する場合、共同買受人全員分）

（2）申請書等の配布方法

越前市ホームページ【入札情報】にて配布する。

（3）申請書等の受付

申請書等は持参又は郵送により提出するものとする。

ア 受付期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の8時30分から17時まで（郵送の場合は必着）

イ 受付場所

越前市 総務部 財産管理課（財産管理グループ）

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7 越前市役所 3階

電話 0778-22-3234

ウ 提出部数 2部

4 入札参加資格の確認

（1）入札参加資格確認通知書

令和8年3月18日（水）付けて通知するものとする。

（2）入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、市に対してその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和8年3月24日（火）17時までに書面を持参又は郵送により提出するものとする。

ウ イの書面の提出先は越前市 総務部 財産管理課（財産管理グループ）とする。

エ イの書面の提出があった場合は、市は令和8年3月31日（火）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 設計図書等の貸与

入札参加者に対して、建物平面図関係、アスベスト調査、耐震診断報告書（以下「設計図書等」という。）を貸与する。

（1）貸与期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月27日（金）10時10分まで

（2）貸与場所

越前市役所 財産管理課

(3) 設計図書等の提供方法

本件建物の設計図書等の資料が入ったCDを市より貸出する。

6 質問書の受付

入札参加資格及び設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。  
ファックス及び電子メールによる提出の場合は、提出後に電話にて確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和8年2月25日(水)から令和8年3月11日(水)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の8時30分から17時まで(郵送の場合は必着)

(2) 受付場所

3(3)イと同じ

(3) 回答方法

質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間

令和8年2月25日(水)から令和8年3月27日(金)10時10分まで

イ 閲覧場所

越前市ホームページ【入札情報】に掲載

(4) 現地の確認

現地の確認を希望する場合は、事前に電話もしくはメールで連絡すること。協議の上、次の期間で調整する。

ア 日 時 令和8年3月2日(月)から令和8年3月13日(金)まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

イ 場 所 越前市高瀬二丁目4番14号

ウ 連絡先 越前市 総務部 財産管理課(財産管理グループ)  
電話：0778-22-3234

メールアドレス：zaisankanri@city.echizen.lg.jp

7 入札書の提出及び開札

(1) 入札書提出日時

令和8年3月27日(金)午前10時10分

(2) 提出場所

越前市役所 4階 会議室4-1(越前市府中一丁目13-7)

(3) 開札日時

入札書受付後、直ちに行う。

(4) その他

入札書の提出にあたっては、入札参加資格確認通知書と入札保証金の納付が確認できる書類を持参すること。

## 8 入札の方法及び落札者の決定等

- (1) 入札回数は2回を限度とする。
- (2) 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を記載すること。
- (3) 落札者が入札書に記載した金額に、アスベスト調査業務費として1,556,500円(税込)を加えた額を契約金額(売買金額)とする。
- (4) 本件の入札結果については、市のホームページにおいて公開する。

## 9 入札保証金

入札保証金(入札者が見積もった入札金額(土地代)の100分の5以上の金額)は、越前市契約規則(平成17年越前市規則第54号)第6条から第7条の3までの規定に基づき、入札書提出までに納付又は担保を提供するものとする。ただし、同規則第8条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。また、落札者以外が納付した入札保証金の返還は、令和8年4月下旬頃となる。

納付方法は、市発行の納付書にて納付、または越前市指定金融機関にて以下の口座に振り込むこととする。

銀行名：福井銀行(0147)武生支店(220)

口座番号：普通 1440033

口座名義人：越前市長 平林 透(エチゼンシチヨウ ヒラバヤシ トオル)

口座名義人住所：福井県越前市府中一丁目13-7

## 10 手付金

契約締結には、契約金額(入札金額(土地代)にアスベスト調査業務費を加えたもの)の100分の10相当額から入札保証金を差し引いた額を、所定の納付書にて越前市指定金融機関で納付すること。

## 11 参加資格の取消

4(1)の確認通知の後において、入札参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当するに至ったとき。
- (2) 3(1)に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領(平成17年10月1日施行)の規定による指名停止又は指名除外措置を受けたとき。

## 1.2 契約書作成の要否

必要

## 1.3 入札の無効

越前市契約規則第15条に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の確認を受けていない者
- (2) 入札参加資格の有無に係る確認の申請において虚偽の申請を行った者
- (3) 開札時点で入札参加資格を欠くに至った者
- (4) 入札公告、現場説明書及び入札心得において示した条件に違反した者

## 1.4 入札の延期等

下記のいずれかに該当するときは、当該入札を延期、中止又は内容を変更するものとする。

- (1) 入札参加資格があると認められるものがいなかったとき。
- (2) 入札参加資格があると認められた者全員が辞退したとき。
- (3) 事故が発生したとき。
- (4) 不正な行為等の疑いにより公正な入札の執行を阻害されるおそれのあるとき又は阻害されたと認めるとき。

## 1.5 問い合わせ先

不明な点については、下記まで問い合わせること。

入札担当課	総務部 財産管理課 (契約検査室)	電話 0778-22-3062
契約担当課	総務部 財産管理課 (財産管理グループ)	電話 0778-22-3234